

第3次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援 基本計画（概要）

計画策定の趣旨

平成28年4月に策定した「第2次岡崎市配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV対策基本計画」という。）」の計画期間が、令和2年度に満了を迎えることから、「第3次DV対策基本計画」を策定し、今後の本市におけるDVに関する取組を総合的かつ計画的に推進します。

計画の位置づけ

本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく基本計画です。

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即し、「愛知県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（4次）」の内容を勘案し、本市の実情に即した計画とします。

また、本計画は、SDGsの17の目標でうたわれている「5 ジェンダー平等を実現しよう」の達成に資するものです。



計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

DV防止法や国の基本方針が見直された場合又は新たに盛り込むべき事項が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

新たな重点施策

○DVと児童虐待の連携強化

昨今起きている重篤な児童虐待の事件では、DVが起きている家庭では児童虐待が同時に起こっている場合があります。そのため、DV被害者対応と児童虐待対応との連携の強化が必要です。

○男性のDV被害者への対応

警察庁の調査では、DV被害者のうち、男性の割合が年々増加しています（令和元年、男性の被害者は21.7%）。そのため、性別を超えた相談体制の充実が必要です。

計画の体系

基本理念

配偶者・パートナー等からのあらゆる暴力の根絶をめざして

基本目標 1

あらゆる暴力を許さない社会づくり

- 市民への啓発
- 若い世代への啓発
- 相談窓口の周知とDVの早期発見体制の充実

啓発

基本目標 2

相談体制の充実

- 相談体制の充実と環境整備
- 女性相談員の資質向上

相談

基本目標 3

被害者の安全確保と自立支援

- 被害者の安全・安心の確保
- 被害者の自立・回復の支援

支援

基本目標 4

関係機関等との連携充実

- 庁内の連携体制の充実
- 関係機関との連携強化
- 市職員向けの研修

連携

※新たな重点施策は、各基本施策の取組の中で推進していきます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和6年度）
DVが人権侵害であることを知っている人の割合	60.2%	75.0%
DVの相談窓口を知っている人の割合	—	75.0%